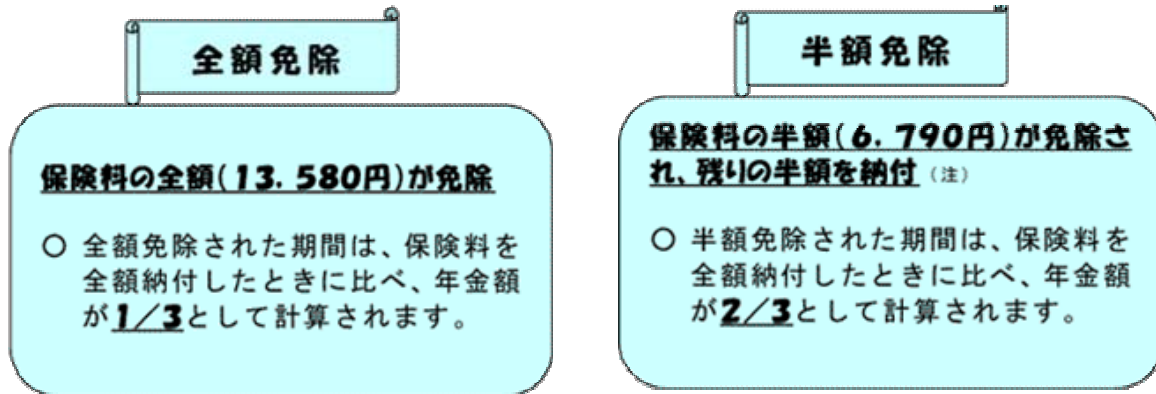


国民年金の保険料の半額・全額免除制度、若年者納付猶予制度

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

※ 任意加入被保険者の方は、対象なりません。



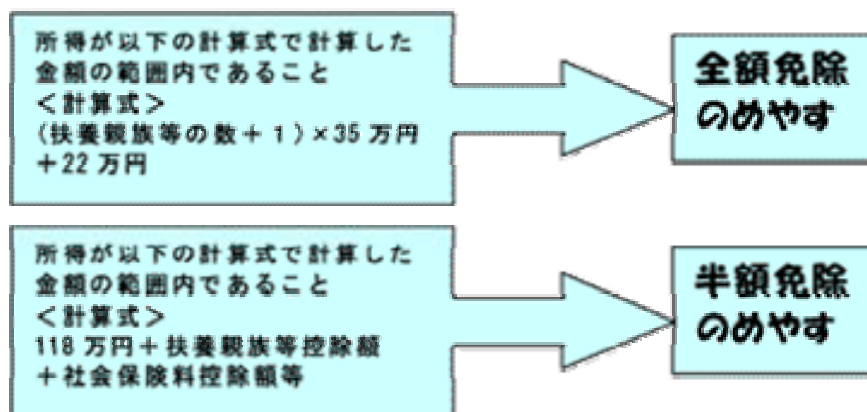
(注) 半額免除された期間について、残りの半額の保険料が納められていない場合は、その期間が保険料未納期間となり、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

免除の対象となる所得のめやすは？

平成17年4月以降に免除申請を行う場合の所得基準は下の通りとなります。

なお、申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※ 平成17年4月～6月分の免除申請については、前々年(平成15年)の所得で審査します。



免除の申請は毎年必要です！

- 保険料の免除を受けるためには、毎年申請が必要です。
- 免除の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。
- 保険料免除の申請先は、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口です。

「保険料が高くて納付できない」そんな20歳台の方へ！ ～若年者納付猶予制度がはじまります～

平成17年4月から、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳台）の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度（若年者納付猶予制度）がはじまります。

POINT 1

本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

- 若年者納付猶予となる所得のめやすは、全額免除と同じ計算式で求めることができますが、若年者納付猶予の場合、世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得のみで判定します。そのため、世帯主の所得が高いために保険料免除の対象とならなかった方が、若年者納付猶予の申請により対象となります。

POINT 2

猶予された期間は、年金額に反映されません

- 納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

POINT 3

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

- 納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合には、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

※ 不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。